



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」の一部改正について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

寝たきりの方で治療上おむつを使用する必要がある方のおむつ代については、医師が作成したおむつ使用証明書を確定申告の際に添付することで医療費控除を受けることが可能であり、利用者の負担軽減のため、おむつ代について医療費控除を受けるのが 2 年目以降の方については、おむつ使用証明書に代えて、要介護認定等を受ける際の主治医意見書の写し等を使用することができることについて、平成14年 7 月19日付福県医発第753号（地）等によりご連絡申し上げております。

今般、下記の事項について改正が行われ、令和 7 年に確定申告を行う際より適用する（ただし、令和 6 年以降の年分に係る申告に限る。）旨の通知が厚生労働省より各都道府県等行政宛てに発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたので、ご連絡申し上げます。詳細については添付資料をご参照ください

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- (1) おむつ使用証明書に代えて、要介護認定等を受ける際の主治医意見書の写し等を使用することができる取扱いを 1 年目から認めるにあたって必要な改正。
- (2) 主治医意見書が作成された時期について、要介護認定の有効期間が、令和 3 年 4 月 1 日からは、直近の要介護状態区分と変更が無い場合には 48 月を上限に設定できることとなったことに伴う改正。
- (3) 失禁への対応としてカテーテルを使用していると記載されている場合も医療費控除の対象として認められることとする改正。
- (4) おむつを使用した当該年の途中におむつ使用者が死亡した場合、死亡日までに使用したおむつ代は医療費控除の対象となることを通知上明確化する改正。

(添付資料)

○「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」の一部改正について

(令和 6 年10月10日 医政総発1010第 1 号、障企発1010第 1 号、老総発1010第 1 号 厚生労働省医政局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長 連名通知)

日医発第 1230 号（介護）
令和 6 年 10 月 15 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公 印 省 略)

「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」の一部改正について

寝たきりの方で治療上おむつを使用する必要がある方のおむつ代については、医師が作成したおむつ使用証明書を確定申告の際に添付することで医療費控除を受けることが可能であり、利用者の負担軽減のため、おむつ代について医療費控除を受けるのが 2 年目以降の方については、おむつ使用証明書に代えて、要介護認定等を受ける際の主治医意見書の写し等を使用することができることについて、平成 14 年 7 月 8 日付（介 18）文書等によりご連絡申し上げております。

今般、下記の事項について改正が行われ、令和 7 年に確定申告を行う際より適用する（ただし、令和 6 年以降の年分に係る申告に限る。）旨の通知が厚生労働省より各都道府県等行政宛てに発出され、本会宛にも周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。詳細については添付資料をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

（１）おむつ使用証明書に代えて、要介護認定等を受ける際の主治医意見書の写し等を使用することができる取扱いを 1 年目から認めるにあたって必要な改正。

（２）主治医意見書が作成された時期について、要介護認定の有効期間が、令和 3 年 4 月 1 日からは、直近の要介護状態区分と変更が無い場合には 48 月を上限に設定できることとなったことに伴う改正。

（３）失禁への対応としてカテーテルを使用していると記載されている場合も医療費控除の対象として認められることとする改正。

（４）おむつを使用した当該年の途中におむつ使用者が死亡した場合、死亡日までに使用したおむつ代は医療費控除の対象となることを通知上明確化する改正。

以上

（添付資料）

○「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」の一部改正について

（令 6.10.10 医政総発 1010 第 1 号、障企発 1010 第 1 号、老総発 1010 第 1 号

厚生労働省医政局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長
連名通知）

事 務 連 絡
令和6年10月10日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省老健局総務課

「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」の一部改正について
(周知依頼)

平素より、厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」(平成14年7月1日付け医政総発第0701001号・障企発第0701001号・老総発第0701001号厚生労働省医政局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び厚生労働省老健局総務課長連名通知)について、別添のとおり改正し、令和7年に確定申告を行う際より適用することとしました(ただし、令和6年以降の年分に係る申告に限る。)。

貴会におかれましては、これを御了知いただくとともに、都道府県医師会等に対し積極的に周知等の御協力をお願いします。

【照会先】

厚生労働省老健局総務課

(電話番号) 03-3591-0954

(担当者名) 角野・鷺津

(メールアドレス)

kakuno-shinichi@mhlw.go.jp

washizu-aya.tg5@mhlw.go.jp

医政総発1010第1号
障企発1010第1号
老総発1010第1号
令和6年10月10日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \end{array} \right] \left[\begin{array}{c} \text{衛生} \\ \text{民生} \end{array} \right]$ 主管（部）局長 殿

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局総務課長
(公 印 省 略)

「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」の一部改正について

「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」（平成14年7月1日付け医政総発第0701001号・障企発第0701001号・老総発第0701001号厚生労働省医政局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び厚生労働省老健局総務課長連名通知）について、別添のとおり改正し、令和7年に確定申告を行う際より適用することとしました（ただし、令和6年以降の年分に係る申告に限る。）。つきましては、御了知の上、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

なお、本通知の内容については、国税庁と協議済みであることを申し添えます。

おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて（平成14年7月1日付け医政総発第0701001号・障企発第0701001号・老総発第0701001号厚生労働省医政局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び厚生労働省老健局総務課長連名通知）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）	
改 正 後	改 正 前
一 概要 おむつ代について医療費控除を受ける者が、<u>二の1又は2に掲げる者の区分に応じて、それぞれ二の1又は2に掲げる要件を満たす場合には</u>、医師が発行したおむつ使用証明書がなくとも、 ① 市町村が介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類、 又は、 ② 主治医意見書の写し により、寝たきり状態にあること、及び失禁への対応としてカテーテルを使用していること又は尿失禁が発生している若しくはその発生可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められることとなったこと。 二 要件 1. おむつ代について医療費控除を受けるのが1年目である者 <u>その者がおむつを使用した当該年に現に受けていた要介護認定、及び当該認定を含む複数の要介護認定（有効期間が連続しているものに限る。）で、それらの有効期間（当該年以降のものに限る。）を合算して6か月以上となるものの審査に当たり作成された主治医意見書（当該複数の認定に係る全てのもの）において、「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がB1、B2、C1、若しくはC2（寝たきり）であり、かつ、「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること又は尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態」であること。</u> ※ <u>上記の要件を満たす主治医意見書に係る要介護認定の有効期間（当該年以降のものに限る。）における使用に係るおむつ代のみ医療費控除の対象として認められること。</u> 2. おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である者 <u>おむつを使用した当該年に作成された主治医意見書（当該年に主治医意見書が作成されていない場合は、当該年に現に受けていた要介護認定（有効期間が13ヶ月以上のものに限る。）の審査に当たり作成された主治</u>	一 概要 おむつ代について医療費控除を受けるのが<u>2年目以降である者について</u>は、医師が発行したおむつ使用証明書がなくとも、 ① 市町村が介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類、 又は、 ② 主治医意見書の写し により、寝たきり状態にあること、及び尿失禁の発生可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められることとなったこと。 （新設）

<u>医意見書）において、上記 1 に掲げる事項の記載があること。</u> 三 留意点 <u>1. おむつを使用した当該年の途中におむつ使用者が死亡した場合でも、上記二の 1 又は 2 に掲げる者の区分に応じて、それぞれ二の 1 又は 2 に掲げる要件を満たす場合には、死亡日までに使用したおむつ代は医療費控除の対象となる。</u> 2. 上記一の①の「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」については、おむつ代の医療費控除の証明に利用できるものである場合に、発行すること。 また、この手続を行うかどうかは、各市町村の任意の判断であること。なお、主治医意見書の記載の転記について、事前に地元医師会等の包括的な了解を得ておくことにより、市町村及び主治医の事務負担の軽減を図ることが考えられるので、市町村においては参考にされたいこと。 3 （略） 4. 上記一の②の「主治医意見書の写し」の裏面に要介護認定の有効期間（始期及び終期）を記載すること。 （別紙 1） 令和 年 月 日 〇〇市（町村）長 様 確定申告に使用するので、主治医意見書のうち、令和 年に使用したおむつ代の医療費控除の証明に必要な事項について、確認願いま	二 留意点 <u>1. 上記一の①又は②については、おむつを使用した当該年、その前年又はその前々年（現に受けている要介護認定の有効期間が 1 3 ヶ月以上であり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限る。）に作成された主治医意見書であり、「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」の記載が「B 1、B 2、C 1、又は C 2」（寝たきり）、かつ、「尿失禁の発生可能性」の記載が「あり」の場合に、おむつ使用証明書の代わりとして認められること。</u> 2. 上記一の①の「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」については、<u>2 年目以降</u>であり、おむつ代の医療費控除の証明に利用できるものである場合に、発行すること。 また、この手続を行うかどうかは、各市町村の任意の判断であること。なお、主治医意見書の記載の転記について、事前に地元医師会等の包括的な了解を得ておくことにより、市町村及び主治医の事務負担の軽減を図ることが考えられるので、市町村においては参考にされたいこと。 3. 上記一の②の「主治医意見書の写し」について、おむつ代の医療費控除の証明に利用できないものである場合には、利用者にその旨を説明し、おむつ代の医療費控除の証明のための主治医意見書の写しの発行は行わないこと。 4. <u>おむつを使用した当該年の前年又は前々年に作成された主治医意見書の場合は、上記一の①の「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」又は上記一の②の「主治医意見書の写し」の裏面に要介護認定の有効期間（始期及び終期）を記載すること。</u> （別紙 1） 令和 年 月 日 〇〇市（町村）長 様 確定申告に使用するので、主治医意見書のうち、令和 年に使用したおむつ代の医療費控除の証明（<u>2 年目以降</u>）に必要な事項につい
---	---

す。 住所 氏名 被保険者番号 ※ おむつ代の医療費控除を受ける年数（該当するものに○） 1 年目 2 年目以降 令和 年 月 日 住所 氏名 様 〇〇市（町村）長 貴方からの申出に基づき、令和 年に使用したおむつ代の医療費控除の証明に必要な事項について、貴方の主治医意見書を確認したところ、以下のとおりです。 1. 主治医意見書の作成日 ※複数の要介護認定に係る複数の意見書がある場合は、最も新しいものの作成日を記載すること。 令和 年 月 日 2. 要介護認定の有効期間（おむつ代の医療費控除を受けるのが1年目であり、有効期間が連続する複数の要介護認定を受けている場合には、これらの認定に係る有効期間（医療費控除を受けようとする年以降のものに限る。）の全てを合算した期間） 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 3. 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）（該当するものに○） ※複数の要介護認定がある場合は、最も軽度の区分に○をつけること。 B 1 B 2 C 1 C 2 4. 失禁への対応としてのカテーテル使用又は尿失禁の発生若しくは発生可能性 あり ※ おむつ代の医療費控除を受ける年数（該当するものに○） 1 年目 2 年目以降	て、確認願います。 住所 氏名 被保険者番号 令和 年 月 日 住所 氏名 様 〇〇市（町村）長 貴方からの申出に基づき、令和 年に使用したおむつ代の医療費控除の証明に必要な事項について、貴方の主治医意見書を確認したところ、以下のとおりです。 1. 主治医意見書の作成日 令和 年 月 日 2. 要介護認定の有効期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 3. 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）（該当するものに○） B 1 B 2 C 1 C 2 4. 尿失禁の発生可能性 あり
---	--

--	--

別紙2を次のように改める。

主治医意見書

記入日 令和 年 月 日

申請者	(ふりがな)	男・女	〒	連絡先
	明・大・昭 年 月 日生(歳)			
上記の申請者に関する意見は以下の通りです。				
主治医として、本意見書が介護サービス計画作成等に利用されることに ☐ 同意				
医師氏名				
医療機関名				
医療機関所在地				
電話				
FAX				
(1) 最終診察日	令和 年 月 日			
(2) 意見書作成回数	☐ 初回 ☐ 2回目以上			
(3) 他科受診の有無	☐ 有 ☐ 無 (有の場合)→ ☐ 内科 ☐ 精神科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ 脳神経外科 ☐ 皮膚科 ☐ 泌尿器科 ☐ 婦人科 ☐ 眼科 ☐ 耳鼻咽喉科 ☐ リハビリテーション科 ☐ 歯科 ☐ その他 ()			

おむつを使用した当該年に現に受けていた要介護認定又は当該認定を含む複数の要介護認定（有効期間が連続しているものに限る。）で、それらの有効期間（当該年以降のものに限る。）を合算して6か月以上となるものの審査にあたり作成されたものであること。

1. 傷病に関する意見

(1) 診断名（特定疾病または生活機能低下の直接の原因となっている傷病名については1.に記入）及び発症年月日				
1.		発症年月日	(昭和・平成・令和 年 月 日頃)	
2.		発症年月日	(昭和・平成・令和 年 月 日頃)	
3.		発症年月日	(昭和・平成・令和 年 月 日頃)	
(2) 症状としての安定性 ☐ 安定 ☐ 不安定 ☐ 不明 (「不安定」とした場合、具体的な状況を記入)				
(3) 生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容 [最近（概ね6ヶ月以内）介護に影響のあったもの 及び 特定疾病についてはその診断の根拠等について記入]				

失禁への対応としてのカテーテル使用又は尿失禁の発生若しくは発生可能性のいずれかに該当していること。

2. 特別な医療（過去14日間以内に受けた医療のすべてにチェック）

処置内容	☐ 点滴の管理	☐ 中心静脈栄養	☐ 経管栄養
	☐ レスピレーター	☐ 気管切開の処置	☐ 疼痛の有無
特別な対応	☐ モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等） ☐ 褥瘡の処置		
失禁への対応	☐ カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル等）		

3. 心身の状態に関する意見

(1) 日常生活の自立度等について				
・障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) ☐ 自立 ☐ J1 ☐ J2 ☐ A1 ☐ A2 ☒ B1 ☐ B2 ☐ C1 ☐ C2				
・認知症高齢者の日常生活自立度 ☐ 自立 ☐ I ☐ IIa ☐ IIb ☐ IIIa ☐ IV ☐ IV ☐ M				
(2) 認知症の中核症状（認知症以外の疾患で同様の症状を認める場合を含む）				
・短期記憶 ☐ 問題なし ☐ 問題あり				
・日常の意思決定を行うための認知能力 ☐ 自立 ☐ いくらか困難 ☐ 見守りが必要				
・自分の意思の伝達能力 ☐ 伝えられる ☐ いくらか困難 ☐ 具体的な要求に限られる ☐ 伝えられない				
(3) 認知症の行動・心理症状（BPSD）（該当する項目全てチェック：認知症以外の疾患で同様の症状を認める場合を含む）				
☐ 無 ☐ 有	{ ☐ 幻視・幻聴 ☐ 妄想 ☐ 昼夜逆転 ☐ 暴言 ☐ 暴行 ☐ 介護への抵抗 ☐ 徘徊 ☐ 火の不始末 ☐ 不潔行為 ☐ 異食行動 ☐ 性的問題行動 ☐ その他 ()			
(4) その他の精神・神経症状				
☐ 無 ☐ 有 症状名： [専門医受診の有無 ☐ 有 () ☐ 無]				

「B1～C2」（寝たきり）であること。

(5) 身体の状態

利き腕 (□右 □左) 身長= cm 体重= kg (過去6ヶ月の体重の変化 □ 増加 □ 維持 □ 減少)

□四肢欠損 (部位:)

□麻痺 □右上肢 (程度: □軽 □中 □重) □左上肢 (程度: □軽 □中 □重)

□右下肢 (程度: □軽 □中 □重) □左下肢 (程度: □軽 □中 □重)

□その他 (部位: 程度: □軽 □中 □重)

□筋力の低下 (部位: 程度: □軽 □中 □重)

□関節の拘縮 (部位: 程度: □軽 □中 □重)

□関節の痛み (部位: 程度: □軽 □中 □重)

□失調・不随意運動 ・上肢 □右 □左 ・下肢 □右 □左 ・体幹 □右 □左

□褥瘡 (部位: 程度: □軽 □中 □重)

□その他の皮膚疾患 (部位: 程度: □軽 □中 □重)

4. 生活機能とサービスに関する意見

(1) 移動

屋外歩行 □自立 □介助があればしている □していない

車いすの使用 □用いていない □主に自分で操作している □主に他人が操作している

歩行補助具・装具の使用(複数選択可) □用いていない □屋外で使用 □屋内で使用

(2) 栄養・食生活

食事行為 □自立ないし何とか自分で食べられる □全面介助

現在の栄養状態 □良好 □不良

→ 栄養・食生活上の留意点 ()

(3) 現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態とその対処方針

☒尿失禁
 ☐転倒・骨折
 ☐移動能力の低下
 ☐褥瘡
 ☐心肺機能の低下
 ☐閉じこもり
 ☐意欲低下
 ☐徘徊
 ☐低栄養
 ☐摂食・嚥下機能低下
 ☐脱水
 ☐易感染性
 ☐がん等による疼痛
 ☐その他 ()

→ 対処方針

(4) サービス利用の意向

□不明

(5) 医学的マネジメント

☐訪問診療
 ☐訪問看護
 ☐訪問歯科診療
 ☐訪問薬剤管理指導
 ☐訪問リハビリテーション
 ☐短期入所療養介護
 ☐訪問歯科衛生指導
 ☐訪問栄養食事指導
 ☐通所リハビリテーション
 ☐老人保健施設
 ☐介護医療院
 ☐その他の医療系サービス ()

□特記すべき項目なし

(6) サービス提供時における医学的観点からの留意事項 (該当するものを選択するとともに、具体的に記載)

☐血圧 ()
 ☐摂食 ()
 ☐嚥下 ()
 ☐移動 ()
 ☐運動 ()
 ☐その他 ()

□特記すべき項目なし

(7) 感染症の有無 (有の場合は具体的に記入して下さい)

□無 □有 () □不明

失禁への対応としてのカテーテル使用又は尿失禁の発生若しくは発生可能性のいずれかに該当していること。

5. 特記すべき事項

要介護認定及び介護サービス計画作成時に必要な医学的なご意見等を見守りに影響を及ぼす疾病の状況等の留意点を含め記載して下さい。特に、介護に要する手間に影響を及ぼす事項について記載して下さい。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記載して下さい。(情報提供書や障害者手帳の申請に用いる診断書等の写しを添付して頂いても結構です。)